

# 平成27年度 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会事業計画書

## ■ 基本方針

近年、わが国においては、超高齢化、家族機能の脆弱化、住民同士の関係の希薄化等地域社会を取り巻く状況は年々変化しており、亀山市においても単身世帯や高齢者のみの世帯が増え、高齢化率は年々増加をたどっています。このような状況の中、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実とともに、日常的な見守り、交流、支え合い等の地域福祉活動が必要不可欠になってきています。

本会としましても、地域福祉活動の推進に向け、従来から取り組んできた小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援の充実を図り、多様な生活課題や福祉課題に対応していく必要があります。

また、本年度から、「生活困窮者自立支援法」が施行され、低所得者に対し、自立に向けた総合的な相談支援事業を亀山市より受託します。従来から実施している生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業と合わせて、深刻な生活課題を抱える方への相談・支援体制の充実を図る必要があります。

これらの課題に対応するとともに、本年度も地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進に取り組んで参ります。

## ■ 重点項目

### ①組織運営及び職員育成の強化

多様化した福祉ニーズに対応し、また継続的に良質な福祉サービスの提供を行うため、法人として適切な組織運営を行うとともに職員育成及び人事管理体制の強化を図ります。また本年度より新たな会計基準へ移行することから、財務状況の透明性の確保を図り、経営状況の分析を行い、安定的な財務運営に繋がります。

### ②地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の実現に向けて、地域住民、行政、社会福祉関係機関等と連携し、地域での福祉活動の支援に努めるとともに、その進捗管理も行っていきます。

### ③小地域ネットワーク活動の推進

それぞれの地域において、様々な生活課題が出てきている中、身近な地域での助け合い活動を活性化していくため、福祉委員会を中心に、地域でいつまでも安心して暮らせるよう地域全体で見守り、支援する仕組みづくりを行います。

#### ④ボランティア活動の推進

地域福祉推進の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、人材の養成・研修、相談・支援、情報提供などを積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

#### ⑤福祉ボランティア基金の活用

現在、福祉ボランティア基金を活用し、ボランティアセンター登録団体や福祉協力校への助成事業を行っています。これらの事業に合わせて今年度からは、多様化する福祉ニーズに対応するため、災害時のボランティア活動に必要な備品等の資機材の購入や低所得者への緊急食糧の提供、小・中・高等学校に対する福祉教育の更なる充実のためのモデル指定校事業に幅広く活用していきます。

#### ⑥生活困窮者自立支援事業の受託

本年度から、社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱えた方への相談支援をはじめ、きめ細かな支援の体制づくりを行っていくことを中心とした「生活困窮者自立支援法」が施行され、亀山市より自立相談支援事業（必須事業）及び家計相談支援事業（任意事業）を受託します。

これらの事業に対し、3名の職員を配置し、生活困窮者への相談支援、自立支援計画の作成、就労支援、関係機関との連絡調整などを行います。

#### ⑦介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

介護保険・障害福祉サービス事業所においては、安定した事業運営に努めるとともに、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供します。

#### ⑧社会福祉センターの設備改修

社会福祉センターは、福祉関係団体をはじめ多くの市民に会議・交流の場として広く利用されていますが、本年度はトイレ改修、集会室照明設備改修等の工事を行うなど、施設整備を図り、利用者の利便性の向上と快適な環境を提供します。

## 1 法人運営事業

### 1 法人運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③正副会長会（三役会）
- ④幹部会議
- ⑤役職員視察研修
- ⑥職員研修

### 2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。

- ①会員制度の啓発及び推進（社協会費）

### 3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で亀山市社会福祉大会を開催します。

### 4 福祉移送サービス事業

〈市委託事業〉

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

### 5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

## 6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「健康づくり関センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリー等を回収、リサイクルしてその益金を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

## 7 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

### ①赤十字社員増強・社資募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

### ②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

### ③赤十字講習会の開催

自治会、地区コミュニティ等の防災関係者を対象に炊き出し訓練などの講習会を開催します。

### ④救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

## 8 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

### ①亀山市民生委員児童委員協議会連合会

### ②亀山市老人クラブ連合会

### ③亀山保護司会

### ④亀山更生保護女性会

### ⑤亀山市遺族会

## 2. 地域福祉事業

### 1 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進

地域住民や福祉関係者、行政等と協働して地域福祉活動のコーディネートを行い、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを行います。

#### 「地域福祉計画推進委員会」

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進捗管理、評価及び検証を行政とともにを行います。

### 2 小地域ネットワーク活動事業

#### ① 地区福祉委員会の設置促進及び活動支援

(地区コミュニティ・地区まちづくり協議会助成事業)

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、地区福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地区の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

#### ② 新任福祉委員研修会の実施

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修を実施します。

#### ③ 安心見守り訪問事業

地区福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

### 3 ボランティアセンター事業

ボランティアの育成及び活動の支援、ニーズの把握等を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

#### ① 登録及び斡旋

- ・ ボランティアセンター登録、保険加入
- ・ ボランティアコーディネート（相談、調整、斡旋等）
- ・ ボランティアセンター登録ネットワーク会議の開催

#### ② 養成及び研修

- ・ ボランティア講座及び養成の実施（中央公民館と共催）
- ・ 災害ボランティアセンター事業  
市総合防災訓練参加

- ・災害ボランティア支援センター事業  
ボランティアの募集、義援金・活動支援金の募集  
ボランティア保険の加入手続き  
被災者の受け入れ支援 等

### ③活動助成

- ・福祉ボランティア基金助成金配分事業
- ・あいあい祭り実行委員会

## 4 福祉教育推進事業

### ①福祉協力校事業

小中学校及び高等学校における福祉教育について、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行い、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に実施します。本年度は、学校との更なる連携を図るため、モデル校を指定し、福祉教育の充実を図っていきます。

### ②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

### ③福祉ボランティア基金啓発造成（街頭募金）

市内高等学校の協力のもと街頭での募金活動を実施します。

## 5 ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン事業

高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象とした、地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を支援します。

### ①助成事業

### ②交流会の開催

## 6 広報啓発事業

### ①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。

### ②ホームページの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

## 7 総合相談事業

### ①心配ごと相談

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員児童委員及び学識経験者による相談を行います。

### ②元公証人による法律相談

相続、遺言、賃貸借、離婚等の法律に関することに対し、公証人経験者による適切な助言、指導を行うことを目的に実施しています。

### ③ 相談員研修の実施

## 8 日常生活自立支援事業

本年度より、「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に名称が変更されました。当センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

また、広くサービスを利用していただくため、市民や福祉関係者に対して周知を図ります。

## 9 生活困窮者自立支援事業

<市委託事業>

### ① 自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることのなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員が相談に応じ自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

### ②家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

## 10 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、貸付相談員による相談援助及び生活福祉資金（県社協）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

## 11 緊急食糧の提供

市内在住の低所得者が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

## 1 2 あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

## 1 3 各種福祉事業

### (1) 高齢者支援

#### ① 高齢者交流事業（あいあい笑顔のつどい）

市内ひとり暮らし高齢者（75歳以上）を対象に、亀山高校総合生活科生徒、ボランティア、保育園児などの協力による歌や演奏、健康相談及び温泉入浴などを実施します。

#### ② 高齢者軽度生活援助事業

〈市委託事業〉

在宅のひとり暮らし高齢者などが、軽度生活援助員から軽易な日常生活の援助を受けることにより、要介護状態への進行を防止することを目的に事業を実施しています。

#### ③ 老人福祉フェスティバル事業等への助成

老人フェスティバル事業や亀老連市長杯囲碁大会、亀山市老人クラブ連合会が発行している広報誌等に対して助成します。

#### ④ 歳末たすけあい援護金

### (2) 障がい児者支援

#### ① 障がい児社会見学

障がいのある児童（18歳以下）を対象に、社会見学を通じて見聞を広め相互の親睦と交流を深めることを目的に実施します。

#### ② 障がい者団体への助成

身体障害者スポーツ大会等への助成（市補助金）

亀山市障害者福祉協会等への活動助成

#### ③ 歳末たすけあい援護金



### (3) 子育て支援

①子育て交流事業（親子料理教室）

子育て中の親子を対象に、情報交換や意見交換を行い、親睦を深めるため交流会を実施します。

②子育て支援団体への助成

亀山市母子寡婦福祉会等への活動助成

③生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助

④歳末たすけあい援護金

#### 14 共同募金会事業

①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局

②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

### 3. 在宅福祉サービス事業

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供していきます。研修会への積極的な参加や法令順守の徹底、リスク管理の強化にも取り組んでいきます。

#### 1 介護保険サービス事業

##### ①訪問介護事業所

要介護・要支援と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護 (身体介護・生活援助等)
- ・介護予防訪問介護 ( " )

##### ②居宅介護支援事業所

要介護・要支援と認定された利用者や家族等の意見をふまえたケアプランを作成し、居宅サービス計画に基づき在宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

- ・介護に関する相談
- ・居宅介護支援 (ケアプランの作成等)
- ・居宅介護予防支援 (市委託事業)
- ・認定調査 (広域連合委託事業)

#### 2 障害福祉サービス事業

##### ①居宅介護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・居宅介護 (身体介護・生活援助等)
- ・地域生活支援事業 (外出のための移動支援) (市委託事業)

##### ②同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障害者に外出するための移動支援を行います。

##### ③障がい福祉サービス多機能型事業所「つくしの家」

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に個別支援計画に基づき支援を行います。

- ・生活介護事業「つくしの家」「なかまの部屋」  
(排泄や食事の介護や創作的活動等の機会の提供)  
介護等の支援や行事、民生委員等の交流活動、簡単な生産活動の機会を提供します。
- ・就労継続支援 B 型事業 (生産活動の機会の提供等)  
受注作業、草刈り作業等の生産活動、行事や交流活動等の提供を通して知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### **4. 社会福祉センターの運営**

##### **1 社会福祉センターの管理**

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。  
施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、建物の長寿命化に向けて計画的に施設整備を行ってきましたが、本年度は館内のトイレ改修及び集会室照明設備改修等を行います。

#### **5. その他**

##### **1 関係機関への協力、参加**

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

##### **2 実習生の受け入れ**

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の実習生を受け入れていきます。  
また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。